

JAS 法施行規則 46 条及び ISO/IEC 17065 に基づく合意事項

1. 認定の申請及び認定後における一般的合意事項

- (1) 甲及び乙は、甲の申請時に本認定契約書を取り交わすものとする。(ISO/IEC 17065 4.1.2.1)
- (2) 本認定契約書は、2 通作成し、甲及び乙がそれぞれ 1 通ずつ所有する。(ISO/IEC 17065 4.1.2.1)
- (3) 乙が、甲からの申請に対し、認定の手順、JAS 法、規格、認定の技術的基準、契約事項、費用、甲の権利と義務、追加情報など、文書にて提供すること。
- (4) 甲は JAS 法並びに JAS 法に基づく乙の認定に関する諸規定に従うこと。
- (5) 甲は、書類審査及び実地検査並びに認定後の年次調査等に際し、外注先の準備等を含め、必要な準備、手配等を行うこと。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 c)
- (6) 甲は認定を受けた後は、格付の表示、認定生産行程管理者(又は小分け業者・輸入業者)等であることの表明を適切に行うこと。
- (7) 乙は、甲の認定後は、年次調査の実施、変更届の調査の実施、認定の維持・一時停止・廃止などの判定、守秘義務(情報公開を含む)、苦情及び異議申し立ての処理等を適切に実施し、文書にするものとする。
- (8) 乙は、認定・講習会等に係る料金を、乙の定める規定に基づき、適切に甲から、徴収すること。
- (9) 本認定契約書は、乙が甲に対して認定の取消しをするまで、又は、甲が認定を廃止するまで、有効であること。(ISO/IEC 17065 4.1.2)
- (10) JAS 法・施行令・施行規則・告示(規格・認定の技術的基準・検査の方法)等、認定に関わる法令等の改正等があった場合には、乙は、その旨を甲に連絡の上、特別講習会を実施し、甲に確実に伝えること。(ISO/IEC 17065 7.10.1)
- (11) 上記(10)における乙からの情報に対し、甲は適切な変更を行い、認定の技術的基準等、認定に係る法令に適切な対応を行い、乙にその内容を報告すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 a)

2. JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 1 号ニ及び ISO/IEC 17065 に関する合意事項

甲は認定を取得した後は以下の内容を遵守すること。

- (1-1) 甲は、認定に係る事項が認定の技術的基準に適合するように維持すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 a)
- (1-2) 甲は、格付する製品(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示を付する製品)について、継続的に JAS 規格を満たすこと。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 b)
- (2) 格付の表示に係る JAS 法の規定を遵守すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 i)
- (3) 格付の表示に係る有機 JAS マークは部外者の立ち入らない場所に保管し、使用枚数及び在庫枚数の管理を適切に行なうこと。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 i)
- (4) 格付の表示を行って出荷する際は、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に有機の表示及び有機 JAS マークを付すことによる格付(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示)を行って出荷し、その格付実績(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示実績)を記録し、根拠書類とともに 5 年間保持すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 i)
- (5) 格付の検査(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)において、不合格品は合格品と混合することのないよう明確に区分して保管、出荷又は処分がなされるよう適切な措置を講じること。
- (6) 農林水産大臣の行う格付の表示の改善命令に違反し、

報告の請求を拒否し、虚偽の報告をし、又は農林水産大臣若しくは独立行政法人農林水産消費技術センターによる立入検査の拒否、妨害若しくは忌避をしてはならないこと。

- (7-1) 認定事項を変更し、又は格付業務(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)を廃止しようとするときは、遅滞なく、乙に通知すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 k)
- (7-2) (7-1)の変更とは下記、JAS 法・施行令・施行規則・規格・認定の技術的基準等に影響を及ぼす可能性のある変更を指す。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 k)
 - ・認定を受けた組織の法律上、商業上、組織上の地位又は所有権の変更(買収、吸収合併等含)
 - ・認定の技術的基準を満たすための組織を管理する管理層(生産行程管理責任者・格付責任者等)(輸入業者にあつては受入保管責任者、格付表示責任者等)(小分け業者にあつては小分け責任者、格付表示責任者等)の変更
 - ・格付の表示を付す製品の規格・生産方法の変更
 - ・認定を受けた組織・事務所・事業所の所在地・連絡先等の変更
 - ・認定を受けた生産方法等の運営・管理の変更(内部規程等の変更含)
 - ・マネジメントシステムに対する主要な変更(認定を受けた組織の代表者の変更含)
- (8-1) 甲は、認定を受けている旨の広告又は表示をするときは、認定に係る農林物資以外の製品について乙の認定を受けていると誤認させ、又は乙の認定の調査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)
- (8-2) 日本農林規格登録認定機関エイサック及びその略称(ASAC)の使用は、消費者に誤認させるおそれのないようにすること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)
- (9) 認定を受けている旨の広告又は表示を行うときは、認定に係る農林物資が当該農林物資の日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)
乙の他の認定又は認証プログラムの認定又は認証を受けていない場合は、乙の他の認定又は認証プログラムについては言及しないこと。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)
- (10) 乙が(8-1)(8-2)又は(9)の条件に違反すると認めて広告又は表示の方法の改善又は中止を求めたときは、これに応じること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 h)
- (11) (8-1)(8-2)又は(9)のほか、甲が、他人に認定、格付(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示の実施)又は格付の表示に関する情報の提供、認定に関する表明を行うに当たっては、認定に係る農林物資以外の製品について乙の認定を受けていると誤認させ、又は乙の認定の調査の内容その他の認定に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう適切に行うこと。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 d) e) h)
- (12) 甲は、乙が行う調査等に対して、適切な準備・手配をする等、協力すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 c)
- (13) 甲は、認定に係る圃場又は製造所又は事業所における「年間の生産計画(製造計画、小分け計画、輸入計画)」を策定の上、提出期限を定めて当該計画を乙に提出すること。
- (14) 甲は、生産行程管理記録又は(輸入業者にあつては、受入保管管理記録)(小分け業者にあつては、小分

け管理記録)等、及び格付記録(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する記録)、不合格品処分記録、有機 JAS マークの管理記録を作成し根拠書類とともに 5 年間保持しておくこと。

(15) 甲は、毎年 6 月末日までに、その前年度の格付実績(輸入業者・小分け業者にあつては、前年度の格付表示実績)を乙に報告すること。

(16) 乙は、甲に対し、必要な報告を求め、又は事務所、ほ場等に立ち入り、格付(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示)、農林物資の広告又は表示、農林物資、原料、工場、帳簿その他の物件を検査することができること。

(17) 甲が(1)から(15)までの条件に違反し、又は(16)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(16)の検査を拒否、妨害若しくは忌避をしたとき、認定手数料、調査手数料等の支払いを行なわない場合、乙は、認定の取消し又は格付業務(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)及び格付の表示を付した製品の出荷の停止を甲に請求できること。

(18) 甲が(17)の請求に応じないときは、文書にて弁明の機会を付与した上で、乙は、甲の認定を取り消すこと。

(19) 認定の取り消し、又は格付に関する業務(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)及び格付の表示を付した製品の出荷の停止又は一時停止、又は認定の終了(廃止)の場合には、甲は、乙の要求どおりに、認定に係るすべての宣伝、広告を中止し、認定証・認定継続証(別紙等含)を返却すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 f)

(20-1) 乙は、(17)の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、甲(認定生産行程管理者又は認定小分け業者、認定輸入業者)の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係るほ場等の名称及び所在地並びに認定の年月日、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに、格付に関する業務(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)を廃止したときは、当該廃止の年月日を公表すること。

(20-2) 乙は、甲を認定した時は、甲(認定生産行程管理者又は認定小分け業者、認定輸入業者)の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係るほ場等の名称及び所在地並びに認定の年月日を公表すること。

(20-3) 乙は、甲に対して(17)の規定による請求をしたとき又は認定を取り消したときは、当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由を公表すること。

(20-4) 甲が乙に格付に関する業務(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)を廃止したことを報告したときは、当該廃止の年月日を公表すること。

(21) 甲は、JAS 製品に関連して持ち込まれた苦情に対して適切な処置をとるとともに、その記録を乙の求めに応じて乙に利用させること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 j) また、乙が実施する苦情の調査に協力すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 c2)

3. JAS 法施行規則第 46 条第 4 項及び 47 条に関する事項

(1) 乙は、甲の認定を行ったときは、認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る圃場、事業所の名称、所在地、並びに認定の年月日、認定番号を事務所において公衆の閲覧に供し、及び

インターネットを利用して情報を提供すると共に農林水産大臣に報告すること。

(2) 乙は、甲に対し、格付業務(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る圃場、事業所の名称、所在地、認定番号並びに当該請求の年月日及びその理由を事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供すると共に農林水産大臣に報告すること。

(3) 乙は、甲が格付業務(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)を廃止したときは、認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る圃場、事業所の名称、所在地、認定番号並びに廃止の年月日を事業所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供すると共に農林水産大臣に報告すること。

なお、甲の認定業務に係る責務が解除されるのは、格付業務廃止届(輸入業者・小分け業者にあつては、格付表示に関する業務)が乙に達した後、30 日後とすること。

(4) 乙は、甲の認定を取り消したときは、認定事業者の氏名又は名称及び住所、認定に係る農林物資の種類、認定に係る圃場、事業所の名称、所在地、認定番号並びに当該取消しの年月日及び取消しの理由を事務所において公衆の閲覧に供し、及びインターネットを利用して情報を提供すると共に農林水産大臣に報告すること。

4. その他の事項

(1) 認定証・認定継続証を複製する場合、全て(裏面・別紙含)を複製すると共に、複製である旨を目立つフォントで記載(「複製」、「コピー」、「写し」すること。(ISO/IEC 17065 4.1.2.2 g)

(2) 乙は、別に定める機密保持規程に基づき、乙の関係者のすべての者が認定に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護するが、JAS 法及び他の法律で求められた場合は、情報開示がありえること。

(3) その場合、乙は、JAS 法及び他の法律で第三者に情報を開示する旨及びその情報を甲に通知すること。

(4) それ以外、認定に関する業務遂行上知り得た情報を乙が第三者に開示する場合は、甲に対して書面による同意を得ること。

(5) 甲が乙の審査等に対し苦情又は意義申し立て等がある場合は、文書にて申し立てを行うと共に、乙は業務規程に従いそれを処理すること。

(6) 乙が、甲に関わる情報を第三者から得た場合(第三者からの苦情、農林水産省からの不適合の情報など)、その情報は機密情報として取り扱う。(ISO/IEC 17065 4.5.3)

(7) 乙は、認定機関としての登録事項の変更等(事務所の所在地の変更、認定業務の承継・廃止・一時休止、認定業務の停止等)があった場合、甲に通知する。

(8) 乙は、前年度の甲の格付実績報告(輸入業者・小分け業者にあつては前年度の格付表示実績報告)を、9 月末までに農水大臣に報告する。